

福岡県公報

令和 4 年 3 月 29 日
第 286 号

目 次

告 示 (第272号 - 第310号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表	(水産振興課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○県道の路線の廃止	(道路維持課)	8
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	9
○車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づく道路の指定	(道路維持課)	10

○福岡県営西公園及び福岡県営大濠公園の利用料金の承認	(公園街路課)	10
○福岡県営名島運動公園の利用料金の承認	(公園街路課)	11
○福岡県営春日公園の利用料金の承認	(公園街路課)	12
○九州歴史資料館が発行する図録の販売代金の収納の事務の委託	(教育庁文化財保護課)	13

○道路の供用の開始	(道路維持課)	13
○道路の区域の変更	(道路維持課)	14
○道路の供用の開始	(道路維持課)	14
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	14
○道路の区域の変更	(道路維持課)	15
○道路の供用の開始	(道路維持課)	15

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課)	15	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課)	15	
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(人 事 課)	16
○意見募集の結果の公示	(砂 防 課)	16
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(医療指導課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	17

- 意見募集の結果の公示 (畜産課)17
- 福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金の承認 (文化振興課)18
- 落札者等の公示 (国際政策課)19
- 落札者等の公示 (文化振興課)19
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)19

企業局

- 情報通信の技術を利用して行う福岡県企業管理者の所管する行政手続等 (企業局管理課)20

教育委員会

- 情報通信の技術を利用して行う福岡県教育委員会の所管する行政手続等 (教育庁教育総務課)20

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課)20
- 福岡県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 (警察本部会計課)21
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部運転免許試験課)30

雑報

- 北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更 (道路建設課)30
- 北九州高速道路の料金について理事長の定める方法 (道路建設課)34
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果及び答申の要旨 (自然環境課)34

告示

福岡県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米筑紫野線	前	久留米市山川神代三丁目2355番1先から久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 39.8	2,355.6	
			前	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル
			後	久留米市北野町石崎162番4先から久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 39.8	1,581.6	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル

福岡県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	久留米市山川神代三丁目2356番2先から久留米市北野町石崎94番2先まで	5.5 ～ 14.7	605.0	うち県道久留米筑紫野線重用延長417.6メートル

久留米	県 道	豊 田 線 北 野	前	久留米市山川神代三丁目2356番2先から久留米市北野町石崎94番2先まで	10.0 ～ 45.0	815.0	うち県道久留米筑紫野線重用延長438.0メートル
			後	久留米市太郎原町250番12先から久留米市北野町石崎94番2先まで	10.0 ～ 45.0		

福岡県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	豊 田 線 北 野	久留米市太郎原町250番12先から久留米市北野町石崎94番2先まで

福岡県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 延 長	
					(メートル)	(メートル)

久留米	県 道	吉 井 線 妹 川	前	うきは市吉井町福益1311番1先からうきは市吉井町福益1313番1先まで	6.1 ～ 8.1	132.9
			後	うきは市吉井町福益1311番1先からうきは市吉井町福益1313番1先まで	7.6 ～ 14.3	

福岡県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	吉 井 線 妹 川	うきは市吉井町福益1311番1先からうきは市吉井町福益1313番1先まで

福岡県告示第277号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量

するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	10.8 t	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	10.8 t
くろまぐろ (大型魚)	7.9 t	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	7.9 t

福岡県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1391号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
吉木(e)	筑紫野市大字吉木（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(h)	筑紫野市大字原（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(2)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1392号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
吉木(e)	筑紫野市大字吉木（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
原(h)	筑紫野市大字原（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
山口(2)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
吉野	筑紫野市大字山家（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面4は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡

県告示第297号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉野	筑紫野市大字山家(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面4は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉木-1	筑紫野市大字吉木(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
原-1	筑紫野市大字原(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山口(2)-2	筑紫野市大字山口(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
吉野	筑紫野市山家(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から4までは省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
吉木-1	筑紫野市大字吉木(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
原-1	筑紫野市大字原(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
山口(2)-2	筑紫野市大字山口(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面は筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年2月福岡県告示第133号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄司-2	飯塚市庄司(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第134号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
庄司-2	飯塚市庄司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄司-2	飯塚市庄司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
庄司-2	飯塚市庄司（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
行橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京築広域都市計画公園事業2・2・4 長浜公園
- 3 事業施行期間
令和4年3月29日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
行橋市行事四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	前	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ～ 15.2	157.6
			前	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ～ 31.6	167.7
			後	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ～ 15.2	157.6

福岡県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	安 谷 赤 谷 線	前	朝倉市佐田1613番4先から 朝倉市佐田1611番1先まで	3.4 ～ 17.8	174.5	

			後	朝倉市佐田1613番4先から 朝倉市佐田1611番1先まで	3.4 ～ 17.8	174.5
--	--	--	---	----------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	安 谷 赤 谷 線	朝倉市佐田1613番4先から 朝倉市佐田1611番1先まで

福岡県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	宗 像 籬 栗 線	前	宮若市湯原2367番5先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	8.8 ～ 111.6	2,145.0	

			前	宮若市湯原2367番5先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,417.0
			後	宮若市湯原2367番5先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	8.8 ～ 111.6	

福岡県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	福 岡 県 道	福 岡 方 線	前	宮若市芹田24番17先から 宮若市龍徳1610番1先まで	10.1 ～ 41.3	4,786.2
			前	宮若市芹田24番17先から 宮若市龍徳1610番1先まで	7.4 ～ 41.3	
			後	宮若市芹田24番17先から 宮若市龍徳1610番1先まで	10.1 ～ 41.3	4,786.2
			後	宮若市芹田24番17先から 宮若市龍徳1610番1先まで	7.4 ～ 41.3	

福岡県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、福岡県県土整備部道路維持課において一

般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
428	筑前宮田 停車場線	宮若市筑前宮田停車場	
		県道宮田小竹線出合（宮若市）	

福岡県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
飯生343	橋川整形外科医院	飯塚市枝国269番地6	R4・2・1
大野生歯143	くぼ歯科クリニック くぼ歯科クリニック	大野城市平野台一丁目17番8号	R4・1・1
筑紫生歯92	安田歯科・矯正歯科医院	筑紫野市針摺西一丁目3番39号	R4・1・1
糸島地生歯59	いとしま歯科診療所	糸島市高田二丁目20-21	R4・2・1
小生歯63	木原歯科医院	小郡市小郡1160番地1	R4・2・1
直生歯92	たかはし・歯科クリニック	直方市大字上新入2035番地2	R4・2・1
春生訪13	訪問看護ステーションホークス	春日市昇町三丁目240トロント春日104号	R4・2・1

福岡県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
み生24	安武医院	みやま市高田町今福185	R4・1・31
飯生284	橋川整形外科医院	飯塚市枝国269-6	R4・1・31
大野生歯26	くぼ歯科クリニック	大野城市平野台一丁目17番8号	R3・12・31
筑紫生歯86	安田歯科・矯正歯科医院	筑紫野市針摺西一丁目3-39	R3・12・31
小生歯56	木原歯科医院	小郡市小郡1160番地1	R4・1・31
直生歯64	たかはし歯科クリニック	直方市大字上新入2035-2	R4・1・31

福岡県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑生115	医療法人伊藤医院	筑後市大字溝口1263	筑後市大字前津90-1	R4・1・1
み生歯21	宇美歯科医院	みやま市瀬高町下庄1429	みやま市瀬高町下庄1595番地3	R4・2・1

福岡県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ46	布施 早百合（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字倉永115-1	R4・2・1
大生マ47	田崎 路裕（OFA療養サポートセンター大牟田支店）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・2・17
田川生マ68	高橋 さゆり（あん摩マッサージ指圧 ゆいまーる）	田川郡糸田町4129番地1 12-6号	R4・2・1

福岡県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑生マ233	山口 登喜雄 (ふくろう鍼灸治療院)	筑後市大字熊野201-11	R4・2・1
筑生マ234	井上 美由紀 (ふくろう鍼灸治療院)	筑後市大字熊野201-11	R4・2・1
筑生マ235	井上 智則 (ふくろう鍼灸治療院)	筑後市大字熊野201-11	R4・2・1
筑生マ238	下川 真琴 (ふくろう鍼灸治療院)	筑後市大字熊野201-11	R4・2・1
小生柔51	石神 翔斗 (堺整骨院小郡院)	小郡市小坂井118-1	R4・2・10

福岡県告示第300号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区間
京築	県道 中津線 豊前	豊前市大字八屋377番5先から 豊前市大字八屋2230番12先まで
京築	県道 中津線 吉富	築上郡吉富町大字直江228番2先から 築上郡吉富町大字広津269番2先まで

2 道路を指定する期日

令和4年4月1日

福岡県告示第301号

福岡県都市公園条例(昭和52年福岡県条例第12号)第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び福岡県営大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営西公園
福岡県営大濠公園

2 位置

福岡市中央区西公園
福岡市中央区大濠公園

3 利用料金の承認年月日

令和4年3月29日

4 利用料金

(1) 集会所

イ 西公園の集会所

単 位 ・ 金 額		
午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2,180円	3,270円	3,820円

ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
座敷	2,710円	3,430円	3,070円
西の間	2,460円	3,060円	2,830円
次の間	1,470円	1,960円	1,720円

立礼席	2,690円	3,530円	3,090円
茶室（全室）	9,150円	11,030円	10,280円
茶室（八畳）	5,890円	7,020円	6,640円

備考 ロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一式	1,510円
	一点	30円

(2) 大濠公園の駐車場

区 分	単 位		金 額
普通自動車 準中型自動車	1台	2時間以内	220円
		2時間を超えると30分ごとに	170円
中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,560円
		3時間を超えると30分ごとに	260円

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

(3) 大濠公園の日本庭園

種別	単位	金 額			
		個 人		団 体	
		一般	児童	一般	児童
入園料	1人・1回	250円	120円	200円	100円

備考

- この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

3 次の者の入園料は、無料とする。

- 6歳未満の者
- 65歳以上の者
- 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障がい者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

福岡県告示第302号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称
福岡県営名島運動公園
- 位置
福岡市東区名島二丁目
- 利用料金の承認年月日

令和 4 年 3 月 29 日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	990円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	2,300円

(2) 庭球場

単 位	金 額
1面2時間以内	680円

備考 庭球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	260円
コインロッカー	1回	50円
温水シャワー	1人・1回	120円

(3) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

福岡県告示第303号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営春日公園

2 位置

春日市原町三丁目

3 利用料金の承認年月日

令和 4 年 3 月 29 日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	3,830円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	全点灯	7,500円
	60パーセント点灯	4,600円
	30分以内	

40パーセント点灯		3,000円
スコアボード	1 回	1,380円
放送設備	1 回	2,530円

(2) 庭球場

区 分		単 位	金 額
庭球場		1 面 2 時間以内	680円
練習場	一般	1 回 1 時間以内	140円
	学生	1 回 1 時間以内	80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円
コインロッカー	1 回	50円
温水シャワー	1 人・1 回	120円

(3) 球技場

単 位	金 額
4 時間以内	9,920円
4 時間を超えるとき 1 時間ごとに	2,480円

備考

- 競技者の全てが学校教育法第 1 条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収

した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に 1,000 分の 103 を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	30分以内	79,850円
	50パーセント点灯		20,970円
	35パーセント点灯		14,800円
	17パーセント点灯		7,870円
スコアボード		1 回	1,380円
放送設備		1 回	2,530円
温水シャワー		1 人・1 回	120円

(4) 研修室

単 位	金 額
1 時間	370円

福岡県告示第304号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、九州歴史資料館が発行する図録の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
公立学校共済組合福岡宿泊所	福岡市東区箱崎二丁目52番1号	令和4年3月1日から 令和5年3月31日まで

福岡県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	町川原赤間線	福津市内殿349番先から 福津市内殿543番1先まで

福岡県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	行橋市西泉六丁目2914番1先から 行橋市西泉三丁目1299番1先まで	14.5 ～ 40.0	866.4
			後	行橋市西泉六丁目2914番1先から 行橋市西泉三丁目1299番1先まで	14.5 ～ 40.0	866.4

福岡県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	行橋市西泉六丁目2914番1先から 行橋市西泉三丁目1299番1先まで

福岡県告示第308号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字松丸1276、1280、1282
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	山口線	前	筑紫野市大字筑紫1412番7先から筑紫野市大字筑紫1017番10先まで	13.2 ～ 34.4	645.8
			後	筑紫野市大字筑紫1412番7先から筑紫野市大字筑紫1017番10先まで	12.8 ～ 34.4	645.8

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	山口線	筑紫野市大字筑紫1412番7先から筑紫野市大字筑紫1017番10先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年福岡県規則第57号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第201号）の制定による難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）の改正内容と同じであり、国においては同省令の改正に当たり意見公募手続を実施しています。このため、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年3月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第201号）の制定による児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の改正内容と同じであり、国においては同省令の改正に当たり意見公募手

続を実施しています。このため、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条第1項の規定による意見公募手続は行わなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年3月29日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-16号久留米駅南町線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県久留米県土整備事務所 久留米市新合川一丁目7番27号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更無し

(2) 使用の部分

変更無し

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町濃施字三軒家50番2、50番3、52番1から52番7まで、1103番の一部、1204番1の一部、1204番2及び1251番4の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市御笠川四丁目1番8号

アイビープランニング株式会社

代表取締役 堤 孝彦

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡自治研修センター条例施行規則（令和4年福岡県規則第9号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部人事課に備え置きます。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡自治研修センター条例（令和4年福岡県条例第3号）が令和4年3月29日に公布されたことに伴い、福岡自治研修センターにおける附属設備等の利用料金を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和4年3月29日

公告

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和3年12月3日から令和4年1月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和4年3月29

日に公布しました。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

県土整備部砂防課土砂災害対策係

電話：092-643-3678

メールアドレス：sabo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室に備えます。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の制定に伴い所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募は実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 3 月 29 日

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 5 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則（昭和 39 年福岡県規則第 18 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国の機関が行政手続法第 39 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の規則等を定めるものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 5 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 4 年 3 月 29 日

公告

福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則案について、令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 2 月 14 日までの間、御意見を募集したところ、1 件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

意見の概要	意見に対する考え方
従来の建築基準法の建築基準より緩和した畜舎の建築を可能とした法律の施行細則ということであるが、畜舎は動物の安全やより良い環境について考慮してほしい。	貴重な御意見をありがとうございます。畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に当たって、国は、「畜舎等は、現行の建築基準法上の基準を緩和したとしても、災害時の被害を減少させることを目的とした利用の方法に関する基準を設ければ、畜舎等の利用者の生命及び身体を守ることが可能である。」との前提で技術基準を規定しており、一般建築物と同等の安全に配慮した制度となっております。認定畜舎の設置に当たっては、利用状況の報告等によりまして適切な利用を進めます。いただいた御意見については、今後の施策や業務の参考とさせていただきます。

2 公布日

令和 4 年 3 月 29 日

3 問合せ先

農林水産部畜産課企画環境係

電話：092-643-3496

メールアドレス：chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県立あまぎ水の文化村

2 位置

朝倉市矢野竹831番地

3 利用料金の承認年月日

令和4年3月16日

4 利用料金（令和4年4月1日以降）

(1) 県立あまぎ水の文化村（せせらぎ館）貸切利用の場合 (単位：円)

部屋名	貸出有効面積 (㎡)	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後6時まで	午前10時から午後5時まで	午前10時から午後6時まで
レクチャー室	128.75	990	1,430	1,650	2,420	2,640
休憩室	119.63	990	1,430	1,650	2,420	2,640
厨房	45.54	770	1,210	1,430	1,980	2,200
更衣室	12.5	440	660	770	1,100	1,210
その他の空間 (1階フロアー)	-	1,100	1,320	1,430	2,420	2,530
(2階フロアー)	-	1,100	1,320	1,430	2,420	2,530

部屋名	貸出有効面積 (㎡)	超過利用料金（1時間当たり）			冷暖房利用料金（1時間当たり）
		午前8時から午前10時まで	正午から午後1時まで	午後6時から午前8時まで	
レクチャー室	128.75	480	420	590	310
休憩室	119.63	480	420	590	310
厨房	45.54	390	360	460	200
更衣室	12.5	220	190	260	110
その他の空間 (1階フロアー)	-	480	390	510	210
(2階フロアー)	-	480	390	510	210

備考

- 1 利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 2室以上を同時に利用する場合は、1室当たり利用料金を合計する。
- 3 営利活動として利用する場合は利用料金の100分の300。
- 4 3に規定する場合のほか、500円を超える入場料を徴収する場合は利用料金の100分の200。
- 5 その他の空間は、1階フロアー、2階フロアーそれぞれの一部を利用する場合も表の利用料金を適用。
- 6 利用料金は前納。超過利用料金・冷暖房利用料金は利用後納付可。

(2) 県立あまぎ水の文化村施設等 (単位：円)

種別	区分・単位	期間	利用料金
ウォーターバレット	3歳以上・1人	1日	100
テラスABC (バーベキューコーナー)	1区画	1日	1,100
業としての写真撮影	写真機1台	1日	550
業としての映画撮影	撮影機1台	1日	1,100
興行	1件	1日	3,300
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1件	1日	1,100

その他	1 m ²	1 日	20
貸しロッカー	1 回	-	100

備考 利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡県パスポートセンター旅券業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県パスポートセンター
 - 所在地
福岡市中央区天神一丁目1番1号アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター
- 落札者を決定した日
令和4年3月15日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社アイヴィジット
 - 住所
東京都豊島区東池袋四丁目5番2号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
439,857,000円
- 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 入札公告日
令和4年2月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
九州国立博物館清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県立アジア文化交流センター
 - 所在地
太宰府市石坂四丁目7番2号
- 落札者を決定した日
令和4年3月1日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社西日本クリーン
 - 住所
筑紫野市大字俗明院43番地
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
28,050,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和3年12月10日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市東隈一丁目253番1及び253番4から253番11まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区田島三丁目17番31号
株式会社ジェイホーム
代表取締役 藤木 直幸

企業局**福岡県企業局告示第1号**

福岡県企業管理者等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年福岡県企業局管理規程第1号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等のうち、電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和4年3月29日

福岡県企業管理者 野田 和孝

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県工業用水道管理規程（昭和42年福岡県企業局管理規程第2号）	第3条第2項	令和4年4月1日	給水施設工事設計審査申請
福岡県工業用水道管理規程（昭和42年福岡県企業局管理規程第2号）	第3条第2項	令和4年4月1日	給水施設工事しゅん工検査申請
福岡県工業用水道管理規程（昭和42年福岡県企業局管理規程第2号）	第7条	令和4年4月1日	工業用水道利用（変更）承認申請

教育委員会**福岡県教育委員会告示第3号**

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県教育委員会規則第2号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等のうち、電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和4年3月29日

福岡県教育委員会

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第18号）	第15条第1項	令和4年4月1日	福岡県教育委員会職員採用選考試験の受験申込み
福岡県立学校授業料等減免規則（昭和27年福岡県教育委員会規則第11号）	第3条第1項及び第2項	令和4年4月1日	福岡県立学校授業料等減免の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年4月1日	福岡県高等学校等奨学金事業に係る県費補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和4年4月1日	福岡県学生会館事業に係る県費補助金の実績報告

公安委員会**福岡県公安委員会規則第7号**

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年3月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部208号の項中「大字三丸字深町1037番1」を「大字大野島字東乾角1099番13」に改める。

別表第 1 県道の部八女瀬高線の項の次に次のように加える。

大牟田川副線	大川市大字大野島1493番 1 先から同市大字大野島804番 2 先の福岡県と佐賀県との境界まで
	大川市大字大野島1493番 1 先から同市大字大野島1099番11先まで

別表第 1 県道の部筑紫野筑穂線の項の次に次のように加える。

町川原赤間線	古賀市新原806番 9 先から同市筵内2601番 1 先まで
--------	--------------------------------

別表第 1 市道の部金田菜園場 1 号線の項の次に次のように加える。

浅野 1 号線	北九州市小倉北区浅野 3 丁目 2 番352地先から同区浅野 3 丁目 2 番743地先まで
---------	--

別表第 1 市道の部宇佐町大島 1 号線の項の次に次のように加える。

浅野14号線	北九州市小倉北区浅野 3 丁目 2 番745地先から同区浅野 3 丁目 4 番 2 地先まで
--------	--

別表第 1 市道の部城内大手町 1 号線の項の次に次のように加える。

浅野32号線	北九州市小倉北区浅野 3 丁目 2 番743地先から同区浅野 3 丁目 2 番745地先まで
--------	--

別表第 1 市道の部香月12号線の項の次に次のように加える。

本城184号線	北九州市八幡西区本城 2 丁目1891番15地先から同区本城学研台 1 丁目 1 番102地先まで
本城188号線	北九州市八幡西区本城学研台 1 丁目 3 番101地先から同区本城学研台 1 丁目 2 番105地先まで

別表第 1 市道の部工業団地 1 号線の項の次に次のように加える。

玄望園 1 号線	古賀市玄望園 3 番から同市玄望園17番まで
----------	------------------------

別表第 2 北九州市港湾空港局の管理に係る道路の部 6 の項の次に次のように加える。

7	北九州市小倉北区浅野 3 丁目浅野北 2 号道路の区域
8	北九州市小倉北区浅野 3 丁目浅野北 3 号道路の区域

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会規則第 9 号

福岡県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

福岡県公安委員会

福岡県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

福岡県警察国有物品管理規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項中「押印する」を「記名する」に改める。

第14条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定により物品の返納を命じられた物品供用員は、同項の規定により当該物品の受領を命じられた物品出納員から物品受領書（様式第 9 号）を徴するものとする。

第15条第 1 項中「様式第 9 号」を「様式第10号」に改め、同条第 2 項中「引渡し、及び」を「引渡し及び」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定により物品の引渡しを命じられた物品供用員は、同項の規定により当該物品の受領を命じられた物品供用員から物品受領書を徴するものとする。

第17条中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第18条第 1 項中「、その他」を「その他」に改める。

第19条中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第22条中「引継ぎ書」を「引継書」に、「様式第12号」を「様式第13号」に、「記名押印し」を「記名し」に、「記名して押印する」を「記名する」に改める。

様式第 1 号中「様式第 1 号」の次に「（第 8 条関係）」を加える。

様式第 2 号中

本部長 支出負担行為担当官 物品管理官	総務部長	を	本部長	総務部長	に、「印」
	物品供用員			物品供用員	

を「記載者名」に改める。

様式第3号中

本部長 物品管理官

 を

本部長

 に、「印」を「記載者名」に改める。

様式第4号中

本部長 支出負担行為担当官 物品管理官	総務部長
	物品供用員

 を

本部長	総務部長
	物品供用員

 に、

「印」を「記載者名」に、同様式の備考の1中「地方費」を「県費」に、「県規則」を「福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）」に改める。

様式第5号中

印	受領印	印
---	-----	---

 を

記載者名

 に改める。

様式第6号中「14条、15条」を「第14条、第15条」に、「物品、供用（供用換、返納）通知書」を「物品供用（供用換、返納）通知書」に、「印」を「記載者名」に改め、同様式の備考の1中「返納に」を「及び返納に」に改め、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

様式第7号中

年月日	受領印
-----	-----

 を

年月日

 に、「供用員印」を「物品供用員名」に改める。

様式第8号中

--

 を

本部長

 に、

「

物品出納簿登記済			物品供用簿登記済			受領印				
簿	年	月	日	印	簿	年	月	日	印	
頁					頁					

」を

「

物品出納簿登記済				物品供用簿登記済					
簿	年	月	日	記載者名	簿	年	月	日	記載者名
頁					頁				

」に

改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号中「印」を削り、同様式を様式第13号とする。

様式第11号中

福岡県警察本部長
氏名 殿

 を

殿

 に改め、「印」を削り、「福岡県警察国有物品管理規則」の次に「（昭和39年福岡県公安委員会規則第14号）」を加え、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「物品供用員 官職 氏名 殿」を「物品供用員

（使用職員）
殿

 に、

課（係）
官職 氏名

 を

使用職員
氏名

 に
 印」（記名押印又は署名）」

改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中

「

物品出納簿登記済			物品供用簿登記済			受領印				
簿	年	月	日	印	簿	年	月	日	印	
頁					頁					

」を

「

物品出納簿登記済				物品供用簿登記済					
簿	年	月	日	記載者名	簿	年	月	日	記載者名
頁					頁				

」に

改め、同様式の備考を次のように改め、同様式を様式第10号とする。

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

別表第1の様式その1及び様式その2を次のように改める。

様式その1

物品出納簿（備品）の様式及び記入の方法

分類及び細分類 _____ 品目番号 _____ 品目 _____ 単位 _____

年 月 日	物品管理簿						物品出納				簿 記			
	異動高		現在高		貸付		異動数量	現在高		供用内				
	増 数量	減 数量	価格	数量	保管	寄託		計	保管	計		備考		
摘要							摘要	増	減	供用	計			

備考 1 物品の分類及び品目別に別業とする。

2 記入の方法

- (1) 年月日欄は、当該異動があった年月日を記入する。
- (2) 摘要欄は、供用等手続名、命令番号その他必要な事項を記入する。
- (3) 備考欄は、物品の管理上必要な事項を記入する。
- (4) 供用内訳欄は、本部の課（室又は所）、自動車警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、第一機動隊、第二機動隊、市警察部、警察学校及び警察署名を記入する。

(5) 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入して繰越しをするものとする。

3 この帳簿の規格は、日本産業規格A列4番とする。

別表第 1 の様式その 3 を削る。

別表第 2 の様式その 1 の備考の 1 中「及び品目」を「及び品目別」に、同表の様式その 1 の備考の 2 中「別表第 1 様式その 1」を「別表第 1 の様式その 1」に改める。

別表第 2 の様式その 2 を次のように改める。

様式その2

物品供用簿（消耗品）の様式及び記入の方法

分類 _____

品目 _____ 単位 _____

年 月 日	摘要	増	減	受領者名	現在高	備考

備考 1 物品の分類及び品目別に別業とする。

2 記入の方法

別表第1の様式その1の備考の2に準じて記入する。

3 拳銃弾薬の出納については、警察本部長が別に定める様式によることができる。

4 この帳簿の規格は、日本産業規格A列4番とする。

別表第2の様式その3を削る。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

福岡県公安委員会告示第72号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和4年3月29日

福岡県公安委員会

- 意見募集期間
令和4年3月18日から同年4月16日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年3月29日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

- 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
北九州市道 北九州高速1号線	北九州市小倉南区横代北町二丁目から 同市小倉北区下津一丁目まで
北九州市道 北九州高速1号長野横代北町線	北九州市小倉南区長野二丁目から 同区横代北町二丁目まで
北九州市道 北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町から 同市戸畑区大字戸畑まで
北九州市道 北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目から 同区東港一丁目まで
北九州市道 北九州高速4号線	北九州市門司区春日町から 同市八幡西区茶屋の原二丁目まで
北九州市道 北九州高速5号線	北九州市八幡東区東田五丁目から 同区神山町まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき以下のとおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 952.38円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 476.19円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を引き続き利用するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号（以下「省令」という。））第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。た

だし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)が福岡北九州高速道路公社理事長(以下「理事長」という。)の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(5) 通行止めに伴う乗り継ぎ措置

北九州高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により福岡北九州高速道路公社が退出を指定した出口から退出した場合、退出前と退出後の通行をあわせて1回の通行とみなす。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	10%
	22:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%

	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(2) 北九州高速一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」という。)に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約(以下「マイレージ規約」という。)に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下(2)において同じ。)を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① ポイントの付与

1枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1か月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1 回の通行ごと 100円につき 1 ポイント	5 千円以下の部分	0 ポイント
	5 千円を超え 1 万円以下の部分	3 ポイント
	1 万円を超え 2 万円以下の部分	6 ポイント
	2 万円を超え 3 万円以下の部分	12 ポイント
	3 万円を超えた部分	19 ポイント

② ポイントによる割引

1 枚の E T C カードごとに付与されたポイントの累積数が 100 ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100 ポイントを 100 円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 北九州高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

E T C 車のうち、E T C システム取扱道路管理者（E T C システム利用規程第 2 条に定める E T C システム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けた E T C カードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① 料金の額に応じた割引

1 枚の E T C カードごとに、E T C システムを使用して無線通信により徴収する 1 回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ 1 回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1 回の通行ごとのそれぞれの割引額に 1 円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5 千円以下の部分	0 %
5 千円を超え 1 万円以下の部分	3 %
1 万円を超え 2 万円以下の部分	6 %
2 万円を超え 3 万円以下の部分	12 %
3 万円を超えた部分	18 %

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) E T C 路線バス割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、E T C カード及び車載器（E T C システム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員 30 人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）で E T C システムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の額の 39 % 以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1 円単位の端数処理を行うものとする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交

付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発
児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところに
より交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の
要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事
前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日
常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を
除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福
祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は
「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭
局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別
に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移
動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該
重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有し
ていない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が
所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が
別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行
し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定
めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用
する場合に限る。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処
理を行うものとする。

(6) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

北九州高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車
とする。

イ 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣
に届出を行うものとする。

(7) 北九州高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

公社は、償還に支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

ア 割引をする自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

イ 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

エ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣
に届出を行うものとする。

(8) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限
るものとし、マイレージ割引は障害者割引を適用後に割引を適用するものとする
。

イ E T C路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものと
する。

ウ E T C曜日別時間帯割引、マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互

間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	曜日別		○・・・適用あり
マイレージ	○	マイレージ	×・・・適用なし
コーポレート	○	×	コーポレート

(注) 「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	ETC曜日別時間帯割引
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から72年8か月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成5年7月）から59年12か月間。〕とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、令和4年4月1日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第2号

令和4年3月29日付福岡北九州高速道路公社公告第1号（以下「公告」という。）2の料金の額の理事長の定める方法について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年3月29日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

公告2(3)の理事長の定める方法は、北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を90分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。

福岡県環境審議会公告

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に係る答申案及び福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第6期）の策定に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、意見を募集しました。

意見募集の結果及び知事への答申要旨について、同要綱第8条第1項により、次のとおり公表します。

令和4年3月29日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

1 意見募集の対象

- (1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に係る答申案
- (2) 福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第6期）の策定に係る答申案

2 意見募集の期間

令和4年2月8日から令和4年2月21日

3 意見募集の結果

提出された意見なし

4 知事への答申の要旨

令和4年3月3日に原案のとおり答申

※ 知事への答申の全文につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）をご覧ください。